

発行人 茂 木 陽 一編集人 小 西 啓 文

発行所 三重短期大学地域問題

総合調査研究室

津市一身田中野157番地

〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

新たな20年へ向けて

- 室長就任にあたって -

茂木 陽一

東福寺前室長が学生部長に就任され、三重短期大学総合調査研究室長を辞められたことに伴い、本年4月より地研室長を拝命いたしました。私は既に、95年から97年まで室長を務めさせて頂きましたが、改めてのご奉公ということになります。東福寺前室長が在任期間を半分残して学生部長になり、その結果私のような老兵が室長を再勤するのは、この間の三重短期大学における教員の大幅な移動が一つの遠因になっております。

昨年の東福寺前室長の就任挨拶文にも書かれていたように、地研設立の最初期から研究員として活躍してこられた岡本教授、水谷教授、藤田教授が定年や転任で相次いで本学を去られましたが、それに続いて元室長の尾崎教授が青森中央学院大学へ移られました。また、一昨年まで研究員だった児童福祉担当の冬木助教授、地域福祉担当の丹羽助教授も転出されております。このようにロウスクールの発足や福祉関係学部の新増設が相次いだことに伴い、法律・福祉関係を中心に教員の流動化が全国的に進んでいます。そのため、三重短期大学のような規模の小さな大学では教育・研究体制のみならず、学内運営や当研究室のような地域研究機関の存続にとっても大きな影響を被っています。

ですが、そのような教員・研究者の流動化が進んでいる時であればこそ、個人レベルでの地域研究にとどまらない、それをサポートする本研究室のような研究組織の重要性が増しているともいえるでしょう。個々の教員研究者が蓄積した地域問題に関わる情報の集積や、問題解決のための経験・ノウハウは、その教員がいなくなってしまえば、地域の側からアクセスすることは困難になりますが、当研究室のような研究組織に蓄積された情報やノウハウは、継続的にアクセスすることが可能だからです。

本研究室は20年前の設立当初は県内各自治体や公益組織からの委託研究を引き受けて、報告書などの成果を刊行していくことが主要な活動の柱でした。依頼先からのデータ提供を受けて、定められた期限までに分析を終えて、報告書を作成するために、研究員は研究課題毎のプロジェクトチームを作り、時には徹夜の作業を進めてきました。それらの成果は多数の報告書となって残り、またその研究実績が新たな研究依頼を呼ぶという形で、同和問題や生涯教育・文化振興、地域活性化方策などの研究に関して相当な蓄積を果たしてきました。その点では、地研の設立の理念でもある地域の問題についての情報収集と地域への情報発信が組織としてストレートに果たされていたといえます。

しかし、多数の研究員によりプロジェクトチームを組んで委託研究をこなすというスタイルは、ややもすると依頼先に対する批判的視座を抑制することもありましたし、分析が不十分でもとにかく期限までにまとめをつけざるを得ないということも多々ありました。民間のコンサルタント会社が行うような作業を大学の付置研究機関が行うことの問題点もまた多くの研究員が感じていました。

そういった反省から、おおむね10年ほど前から地研の研究スタイルは大きく変わっていきました。それは、委託研究を柱とした地域研究のスタイルから研究員個々の問題関心に基づく基礎的な地域研究を、期限を切らずに継続的に積み重ねていくというスタイルへの変化でした。そのような研究スタイルを取ったことに伴い、地研の研究組織としての地域への成果の還元は、研究交流集会と『地研年報』を二つの柱とするようになったのです。研究交流集会は昨年度までに合計28回を数え、『地研年報』も毎年百頁を越える研究報告集として昨年度までに継続して9回の刊行を果たしてきました。

このように、地研の研究スタイルは当初の10年、それに続く10年と大きく変化してきました。そして

この間の短大教員の流動化の激しさは、第二期の研究スタイルにも一定の危機をもたらしています。特に地域の現実的問題に応える福祉関係教員や法律関係教員の流動化は、研究員として獲得した情報や成果を継続的に蓄積していく上でのネックになりつつあります。これからの新たな10年は、そのネックを乗り越えつつより豊かな実りをもたらすような時期にしていかねばなりません。そのために私たちは、設立20周年の記念事業として、記念講演会を含む研究交流集会の充実、記念誌として刊行する『地研年報』特別号を企画していますが、それに加えて、長期にわたる研究員の研究成果を地域に提供するための新たな手段として『地研叢書』の刊行を計画しています。一定期間の地域研究の成果をとりまとめることにより、毎年の研究報告集である『地研年報』と並んで、成果の蓄積と地域への提供を複合的な形で果たしていこうという構想です。予算面など困難は多いのですが、今年から加わった新たな研究員の皆さんと共に新たな課題に取り組んでいきたいと思います。

2004年地域問題総合調査研究室研究員

(研究期間2004年4月~2005年3月)

個人研究

茂木 陽一 「三重県域における近世人口関係資料の研究」(継続) 東福寺 一郎 「津市民の男女共同参画に対する意識調査」(継続)

森岡 洋 「産業連関表による三重県の環境分析」

南 有哲 「生命中心主義の批判的検討」

岩田 俊二 「地方都市の都市計画理念の展開に関する史的研究

- 地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究 - 」(継続)

楠本 孝 「三重県下における街頭犯罪の状況とその対策」 成澤 孝人 「有事法制と地方自治体 ~三重県での対応~」 長友 薫輝 「三重県における国民健康保険の現状と課題」

雨宮 照雄 「地方分権と地方財源」

共同研究

小西 啓文・尾崎 正利 「障害者雇用の総合的研究」

2004年度 地研事務局体制(2004年9月1日現在)

室長・事務局長 茂木 陽一会計担当 長友 薫輝 小西 啓文 地研年報担当 東福寺 一郎 法経科運営委員 南 有哲生活科学科運営委員 岩田 俊二事務局・助手 小林 麻紀

【研究概要】

個人研究

研究者名	研究課題	研究概要
茂木 陽一	三重県域における近世人口	県内各地に残されている人口資料(特に宗門改帳)の所
	関係資料の研究	在を藩領域別に確認した上で、できる限り収集する。あ
		わせて「厄介」「掛人」の記載を分析して、江戸期にお
		ける扶養・被扶養の問題を考察する。
東福寺 一郎	津市民の男女共同参画に対	1999年・2001年と過去 2 回の同種の意識調査を行ってき
	する意識調査	たが、今回は調査項目に工夫を加え、男女共同参画に対
		する人々の意識構造を明らかにしていきたい。調査は郵
		送法によって行う。
森岡 洋	産業連関表による三重県の	産業連関表を使って汚染排出物の発生の現状の分析を行
	環境分析	い、環境保全のための政策の検討を行う。
南 有哲	生命中心主義の批判的検討	生命中心主義の環境思想に関わる論争史の整理を行い、
		生命中心主義者による「人間中心」概念の批判的検討を
		進める。
岩田 俊二	地方都市の都市計画理念の	津市の旧都市計画法による都市計画から今日までの都市
	展開に関する史的研究	計画の理念を跡づけ、計画と都市基盤や都市成長の実態
	- 地方中心都市の中心市街	との「そご」を広域的観点から明らかにし、中心市街地
	地活性化に関する研究 -	の都市機能の衰退の根本要因が、都市基盤の実態と乖離
		した都市計画理念の変更にあるという仮説を立証し、ひ
		いては我が国の地方都市における都市計画が果たしてき
++ - + - +v		た役割と課題についても評価を行う。
楠本 孝 	三重県下における街頭犯罪	三重県下における街頭犯罪の発生状況の調査
	の状況とその対策	│ 警察等における街頭犯罪対策の調査 ・「街頭犯罪抑止総合対策推進本部」「同プロジェクト
		チーム」の活動状況
		・警察官増員の効果
		監視(防犯)カメラの設置状況等の調査
		「生活安全条例」等の制定又は制定準備状況の調査
		以上を踏まえた上でのその評価
成澤 孝人	 有事法制と地方自治体	2004年の第159回国会に、いわゆる「国民保護法制」を含
	~三重県での対応~	めた有事関連諸法案が上程された。ところで、2003年6月
		に成立した武力攻撃事態法がそうであるように、「有事」
		の際、国民・住民への対応を現実に行うのは地方自治体
		である。本研究においては、有事関連諸法が地方自治体
		に与える影響について、三重県および県内の市町村の具
		体的対応を踏まえて検討したい。
長友 薫輝	三重県における国民健康保	加入者に高齢者と低所得者が多い国民健康保険の現状と
	険の現状と課題	課題について、調査および資料などをもとに明らかにす
		3.
雨宮 照雄	地方分権と地方財源	地方分権に関する議論は、地方に対する税・財源配分の
		在り方の問題に焦点が移ってきている。小泉内閣の三位
		一体改革や各種団体、研究機関などの提言について検証
		しながら、そのあるべき姿を論じる。

共同研究

研究者	音名	研究課題	研究概要
小西	啓文	障害者雇用の総合的研究	障害者雇用問題を、職場における人権問題を含めて総合
尾崎	正利		的に研究する。

障害者雇用への接近

小西 啓文

1 はじめに

介護保険法と支援費支給制度の統合が現在注目されている。介護保険法は、65歳以上の住民を第一号被保険者、40歳以上65歳未満の被用者を第二号被保険者として、要介護・要支援状態になった場合に自立した日常生活を営むことができるように保険給付をする制度である。対して、支援費支給制度は、障害者の自立を促進することを目的とする身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等において規定されている制度であり、障害者がサービスを受給するのに要した費用を支給するものである。

前者は社会保険方式によるものであり(もっともその半分は税である)、後者は税方式によるものなので、両者は財源の調達方法において異なるが、共通した側面も有する。

まず、両者とも、「措置」という行政主導型の給付決定メカニズムをその沿革に持つ。そこから脱却し、要介護者や障害者をサービスの「利用者」と位置づけ、選択権を付与したところにこれら新しい法制の意義が認められている。そして給付の方法も、原則は要介護者や障害者がサービスを受給する際、自らの懐から費用をいったん支出した後に、市町村から還付をうける「償還払い制度」とする点で共通する。

これらの共通点に加え、介護保険法の被保険者は40歳以上であり、それ以前の者は保険の対象にならないこと、支援費支給制度の財源は全額公費であり、開始早々底を突きそうなために新たな財源をあてにせざるをえないことなど、被保険者の範囲に限界がある介護保険法と、財源に限界を抱える支援費支給制度は、統合することにより相互補完しうる関係にあるともいえる。

2 「自立支援のための就労支援」という考え方

以上のような理由から両制度は統合が模索されており、とりわけ、知的障害者団体は給付メニューが増えることを理由に統合に賛成しているという。これに対して、障害者の「自立」を考えるのであれば、以上の議論はいまだ障害者を、社会保障給付を受ける「客体」として捉えている点で限界があり、さらに積極的に、障害者に対する「自立支援のための就労支援」という視点が問われるべきではないか、との指摘がなされている。

現状を見てみると、例えば、「特例子会社」で働く知的障害者は、初任給が11万円程度あり、これに国民年金の7万円の障害基礎年金(2級)を加えると、自活も可能な収入があるという。これに対して、一般企業に就職できなかった知的障害者は、たとえば「通所授産施設」に通い職業訓練をうけることになるが、その場合、本人を指導する人件費として、障害者1人あたり月に20万円余りの費用(税金)がかかる。しかも通所授産施設の課程終了後に就職に結びつく者は余り多くないという。

このように就職が具体的目標になることもなく、通所授産施設で働き続ける障害者に対して、その間に支払われる工賃は1ヶ月に1万2千円程度といい、とても自活ができるものではないと指摘される。

そして、11万円の給料を受ける「特例子会社」での「一般雇用」と、20万円の税金を社会から受け取り1万2千円の工賃が支払われる「通所授産施設」での「福祉的就労」とを対比して、障害者にとって何が本当の「自立」か、という問いが発せられるのである。

ここで登場する「特例子会社」とは、企業が障害者を雇用するためにつくる子会社であり、給与体系などは一般社員と違っても、障害者の働きやすい条件を整えている会社のことを指す。このような会社を企業が設立する理由に、一方で企業の「社会的責任」の履行という理念があるが、実際に原動力になっていると考えられるのが「雇用率制度」の存在である。

3 雇用率制度の概念と機能

雇用率制度とは、障害者雇用促進法に定められた制度であり、そのなかに規定された身体障害者または知的障害者の雇用義務等の促進の措置のひとつである。同法は、すべて事業主は社会連帯の理念に基づき進んで身体障害者または知的障害者の雇い入れに努めなければならない、と謳った上で、国・地方公共団体・事業主に対して、政令で定める雇用率に達する人数の身体障害者または知的障害者を雇用すべき義務を課している。

そして同法は、「雇用率」を実効あるものにしようとして、「障害者雇用納付金」制度を設けている。 すなわち政府は、身体障害者・知的障害者を雇い入れる事業主(常時300人を超える労働者を雇用する もの)等に対して、種々の助成金を支給することとし、この費用に充てるために、事業主から「障害者雇用納付金」を徴収し、事業主にその納付義務を負わせているが、この納付金は、実際に身体障害者または知的障害者を雇用している事業主については雇用している数に応じて減額され、基準雇用率(100分の1.8)を達成している場合にはゼロになるよう設計されているのである。

この「雇用率」は、原則として個々の事業主ごとに算定されるのであるが、親会社が障害者の雇用に特別の配慮をした「子会社」を設立した場合、一定の要件のもとに雇用されている労働者を親会社に雇用されているとみなして実雇用率、納付金額、調整金額および報奨金額を計算できるとされている。この子会社が先述の「特例子会社」である。

このように、わが国においては、法が障害者の雇用率を企業に対して設定し、それを達成すればメリットを与え、達成しなかったらデメリットを課すという規制的手法をもって障害者の雇用を促進しようとしている。このような「雇用率」制度は、外国でも主に大陸法系の国々で採用された手法であり、わが国もその方法を継受したものである。

4 雇用率制度への批判

しかし、雇用率制度に関しては批判も存在する。企業に一定程度の障害者雇用を義務付けるという手法では、障害者の労働者としての尊厳が少なからず犠牲にされるという批判がそれである。

すなわち、現在の障害者雇用システムは、障害者の雇用拡大には一定の成果を収めてきたが、障害者雇用に関わる現場では事業主の熱意や善意の前に、劣悪かつ差別的な労働条件や前近代的な雇用管理に対して目をつぶらざるをえない現実があるというのである。

事実、知的障害者を雇用する使用者が、障害者に対して、暴力を振るい、適正な賃金を支払わず、また劣悪な労働条件下での作業を強制したことにつき、障害者に損害賠償請求を認めるというサン・グループ事件(大津地裁平15.3.24判決判時1831号3頁)がある。また、障害等級2級程度の知的障害を有する労働者が、勤務中の事故により死亡したことにつき、使用者の安全配慮義務違反を認定したAサプライ事件(東京地裁八王子支部平15.12.10判決労判870号50頁)もある。これらの事件に鑑みると、現行の雇用率制度を基調とする制度体系では、労働者としての尊厳が守られていないという批判は、傾聴に値するものと考えられる。

5 差別禁止アプローチの台頭と「合理的な配慮」

このような批判を提示する論者からは、雇用率制度を基調とする雇用機会の拡大とは別に、労働市場における障害者雇用のあり方を平等・公正の観点から整序し、事業主に対する障害者雇用の義務内容を検討しなおすことが要請されている。

具体的には、これまで参考にしてきた大陸法的手法とは異なる、アメリカなど英米法系の国々が採用する「差別禁止アプローチ」に注目が集まっている。

例えばアメリカでは、1973年に「職業リハビリテーション法」を改正し、障害者に対する雇用上の差別を禁止した。さらに1990年に成立した「障害をもつアメリカ人の法(ADA法)」は、適用対象を従業員15人以上雇用する事業主にまで拡大し、障害者に対する雇用上の差別を禁止している。

この改革の源流には、社会の中の少数者に対して同じ社会の構成員として公正・平等な取扱いを求める権利を確立するという基本理念があるという。近代市民法は、障害のある人を、いったん社会の中心から排除しておいて、社会参加できないのは気の毒だからといって、例外的に特別な手助けを提供しようと考えてきたのであるが、ADA法のアプローチは、近代市民法に内在する「排除」のメカニズムそのものを打ち壊そうとする。すなわち、近代市民法が想定する「抽象的人間」を具体的に観察すれば、社会参加を進める上で多かれ少なかれ「合理的な配慮」は必要である、というのである。かくして、禁止の対象となる事業主の行為は、募集・採用から賃金・労働時間、教育訓練、福利厚生、退職・解雇まで広い範囲に及び、これらに加えて、作業環境の整備や職務分担の見直しなど「特別な配慮」も、事業主の責任として位置づけられるのである。

他方、雇用率の考え方のお膝元ともいえるドイツにおいても、「重度障害者法」を社会法典に統合する際に、使用者に対する障害者の権利として、障害者に対して配慮を求める権利が明記された。すなわち、社会法典9編81条4項は、「重度障害者は使用者に対して、障害及び障害の影響を考慮に入れて、以下のような権利を有する」と規定し、その4号で「特に事故の危険を考慮しての事業所施設・機械・機具、労働部署・労働環境・労働組織・労働時間を含む、障害者に適した施設と職場の運営を行うこと」と定める。

この改正は、欧州委員会の「雇用及び職業における均等待遇の一般的枠組みを設定する指令(2000/78/EC)」が、均等取扱原則の遵守を確保するため障害者のための合理的な便宜を供与することを規定

したことによるものとされ、その趣旨から、この規定は、障害によって特別な配慮が必要な場合に、使用者は障害者からの求めに応じなければならないという私法上の義務を課すものと理解されている。

6 むすびにかえて

わが国でも、英米法系の動向を受け、差別禁止アプローチを障害者雇用政策に取り込むべきであるという見解が提起されている。そのなかで、雇用率制度や助成金制度は廃止されるべきかについて、一つの論点とされているが — イギリスにもかつて雇用率制度が存在したが、現在は廃止されている — 、一般雇用になじまない障害者に対象をしぼって今後も運用し続けるべきであるという見解が現在のところ有力のようである。そうすると、雇用率制度を維持しながら、EUの影響により「配慮を求める権利」を導入したドイツの経験が、わが国の障害者雇用政策を検討するに際して重要な示唆を与えることになると考えられる。

とりわけ、前述したA社事件のように、わが国においても知的障害者に対する使用者の安全配慮義務が争点となった事件も登場していることに鑑みれば、そのような安全配慮義務 —— ドイツでは配慮を求める「権利」として構成する —— の内容を確定する作業が喫緊の課題になる。障害者雇用対策基本方針に規定された「事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項」に示された配慮事項が一つの解釈指針となるのは異論のないところであるが、それが現実にどのように機能しているのかが検証されなければならない。

さらに、これまで雇用率という規制を通じて行政によってなされてきた障害者雇用政策が、差別禁止という私法による解決手段に重点を移した場合の行政の役割も問題になる。先のサン・グループ事件では、行政の監督が及ばなかったことを理由に国家賠償が認められている。

「自立支援のための就労支援」という観念は幻想にすぎないのか、「自立」を金銭的な「自活」と捉えたところに問題があったのか。あるいは適切な配慮によってこの観念は現実味を帯びるものになるのか。一口に「配慮」といっても、身体障害者と知的障害者ではその内容が異なってくることも十分に考えられる。現状分析や判例分析、そして比較法研究を通じて、今後検証されるべき課題であると考える。

参考文献

菅野和夫『労働法(6版)』弘文堂・2003

特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク編『障害のある人の雇用・就労支援Q&A』中央法規・2004

日本経団連障害者雇用相談室編著『障害者雇用マニュアルQ&A』日本経団連出版・2004

日本弁護士連合会人権擁護委員会編『障害のある人の人権と差別禁止法』明石出版・2002

小宮英美「知的障害者の自立を支える就労支援を」月間介護保険99号34頁

関川芳孝「障害者の雇用政策」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法2巻労働市場の機構とルール』 (有斐閣・2000)208頁以下

橋本宏子「サン・グループ事件訴訟と行政の危険防止責任」神奈川法学36巻3号245頁以下

長谷川聡「障害者雇用における使用者の調整義務 1995年イギリス障害者差別禁止法の観点から」中央 大学大学院研究年報法学研究科篇33号55頁以下

廣田久美子「障害者の雇用保障に関する法的課題 ドイツ重度障害者法を中心に」九大法学83号277頁 以下

【 受入図書一覧】 本研究室で平成15年5月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
厚生統計要覧 平成14年度	
経済要覧平成 15年版	内閣府経済社会総合研究所
地域統計要覧 2003年版	地域振興整備公団
地方債統計年報 平成14年版	(財)地方債協会
社会保障統計年報 平成14年版	国立社会保障・人口問題研究所
地方財政要覧 平成14年12月	(財)地方財務協会
行政投資 平成 1 4 年	地域政策研究会
	地方財政調査研究会
市町村別決算状況調 平成13年度	地方財政調査研究会
公共施設状況調 平成14年版	地方財政調査研究会
地域と住民 第21号	市立名寄短期大学道北地域研究所
型れ、街なか。中心市街地活性化読本 Part	(財)区画整理促進機構街なか再
是10、国农77。中心印度地历年1088年(a)(生全国支援センター
街なか再生と交通 Part	(財)区画整理促進機構街なか再
	生全国支援センター
新たな都市再生の展開 Part	(財)区画整理促進機構街なか再
	生全国支援センター
新たな都市再生の展開アメリカ西海岸編	(財)区画整理促進機構街なか再
	生全国支援センター
新たな都市再生・中心市街地活性化の展開	(財)区画整理促進機構街なか再
	生全国支援センター
「造景」 NO.16	建築資料研究社
	建築資料研究社
建元 100.2	
	阿藤誠
環境白書 平成15年版	環境省
消費者物価指数年報 平成15年	総務省統計局
青少年白書 平成 1 5 年版	内閣府
科学技術白書 平成 1 5 年	文部科学省
情報化白書 2003	(財)日本情報処理開発協会
男女共同参画白書 平成15年版	内閣府
	総務省統計局
労働力調査年報 平成14年	総務省統計局
	地方公務員給与制度研究会
地方公務員給与の実態 平成14年(別冊)	地方公務員給与制度研究会
地方交付税制度解説 平成15年度(単位費用編)	地方交付税制度研究会
地域保健医療基礎統計 2002年	厚生労働省大臣官房統計情報部
社会保障年鑑 2003年版	健康保険組合連合会
	法政大学 大原社会問題研究所
	朝日新聞社
説経節の世界	
	藤掛和美
芸能・文化の世界	横田冬彦
	塚田孝
	塚田孝
	塚田孝
	駒井洋 55. 井
	駒井洋・近藤敦
移民政策の国際比較	駒井洋・小井上彰宏

[m====================================	T
移民の居住と生活	駒井洋・西井由香
棄民の文化人類学	中村茂樹
エルクラノはなぜ殺されたのか	西野瑠美子
近世大阪の都市空間と社会構造	塚田孝・吉田伸之
説経節	荒木繁・山本吉左右
関蝉丸神社文書	室木弥太郎・阪口弘之
同和問題の歴史的研究	三好伊平次
結婚の社会学	山田昌弘
家族というリスク	山田昌弘
家族本40	山田昌弘
家族のリストラクチュアリング	山田昌弘
恋愛と性愛	服部早苗・山田昌弘・吉野晃
ジェンダーの社会学	江原由美子・山田昌弘
通商白書 2003	経済産業省
公務員白書 平成15年版	人事院
厚生労働白書 平成15年版	厚生労働省大臣官房統計情報部
情報通信白書 平成15年版	総務省
保育白書 2003	全国保育団体連絡会・保育研究所
子ども白書 2003	日本子どもを守る会
レジャー白書 2003	(財)社会経済生産性本部
家計調査年報 平成14年(2人以上の世帯)	総務省統計局
家計調査年報 平成14年(単身・総世帯)	総務省統計局
アンケート調査年鑑 2003年版	竹内宏
生涯学習・社会教育行政必携 平成16年版	生涯学習・社会教育行政研究会
地方財政統計年報 平成 1 5 年版	(財)地方財務協会
中小企業施策総覧 平成15年度版	中小企業庁
補助金総覧 平成15年版	財政調査会
女性白書 2003	日本婦人団体連合会
土地白書 平成15年版	国土交通省
防災白書 平成 1 5 年版	内閣府
観光白書 平成 1 5 年版	国土交通省
改正地方財政詳解 平成 1 5 年	(財)地方財務協会
自治総研ブックス 住民投票が拓く自治	森田朗・村上順
環境白書 平成15年	三重県環境部政策情報チーム
経済財政白書 平成 1 5 年	内閣府
警察白書 平成 1 5 年	警察庁
労働経済白書 平成15年	厚生労働省
ジェトロ貿易投資白書 2003年版	JETRO
地域経済総覧 2004年版	東洋経済
全国市町村要覧 平成 1 5 年	市町村自治研究会
持続可能な地球環境を未来へ	太田宏・毛利勝彦
OECD	スロス・七利勝厚 OECDレポート
世界森林白書	国連食糧農業機関
単介林仲口盲 新しい地球環境学	西岡秀三
野生生物の保護はなぜ必要か	日本弁護士連合会
環境学序説 大気環境学	竹内和彦・住明正・植田和弘 岩坂泰信
地球生態学	和田英太郎
環境社会学	嘉田由紀子
環境ガバナンス	松下和夫
日本の都市環境デザイン・北陸・中部・関西編	都市環境デザイン会議
日本の都市環境デザイン・北海道・東北・関東編	都市環境デザイン会議

	*** ** *** * * * * * * * * * * * * *
日本の都市環境デザイン・中国・四国・九州・沖縄編	都市環境デザイン会議
防災事典	日本自然災害学会
福祉国家とジェンダー	竹中恵美子・久場嬉子
古今文字鏡	文字鏡研究会
日本交通史辞典	丸山雍成・小風秀雅・中村尚史
都市行政の構造と管理	本田弘
大都市制度論	本田弘
今なぜ都市か	水口憲人
オーストラリア地方自治体論	久保田治郎
米国のコミュニティ銀行	由里宗之
アメリカ大都市の貧困と差別	ウィリアム・J・ウィルソン
ドイツ自治体の行財政改革	武田公子
ブラック・エンパワーメントの政治	ジェイムズ・ジェニングズ
地方自治と都市政治	W・ハンプソン
アメリカ都市の行財政	近藤直光
アメリカ都市政治の展開	平田美和子
アメリカの都市危機と「アンダークラス」	トマス・J・スグルー
都市計画中央審議答申集	(財)都市計画協会
地方交付税制度解説 平成15年度(補正係数・基準財政収入額編)	地方交付税制度研究会
過疎対策データブック	過疎対策研究会編
社会生活統計指標	総務省統計局
日本都市年鑑 2003	全国市長会
伊勢年鑑 2004	伊勢新聞社
日本子ども資料年鑑 2004	日本子ども家庭総合研究所
図説高齢者白書 2003年度版	三浦文夫
社会福祉の動向 2003	社会福祉の動向編集委員会
保険と年金の動向 2003	(財)厚生統計協会
統計で見る県のすがた 2003年	総務省統計局
データでみる県勢	(財)矢野恒太記念会
余暇・レジャー総合統計年報 2004年版	生活情報センター
行政機構図 2004年版	(財)行政管理研究センター
財務省金融庁要覧 平成16年度	財務省
人間開発報告書 2003	国際協力出版会
学校基本調査報告書 平成15年度(高等教育機関)	文部科学省
学校基本調査報告書 平成15年度(初等中等教育機関 他)	文部科学省
文部法令要覧 平成 1 6 年版	文部法令研究会
男女共同参画、統計データブック 2003	国立女性教育会館
環境問題文献目録 2000-2002	日外アソシエーツ
男女共同参画白書 平成 1 5 年版	内閣府
ジェンダー・セクシャリティ・制度	小松満貴子
ジェンダー白書	北九州市立共同参画センター
男女共同参画社会をつくる	大沢真理
男女共同参画社会と学校教育	広岡守穂
女性施設ジャーナル	横浜市女性協会
マンガ男社会の常識・非常識	財務省印刷局
2 1 世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法	大沢真理
配偶者等からの暴力に関する事例調査	内閣府男女共同参画局
女性に対する暴力をめぐる10年	ラディカ・クマラスワミ
ジェンダー主流化と雇用戦略	<u> </u>
	ラーノ・パスキュアル
	岩上真珠
クイクコースとクェクターと説も家族 住民参加型福祉と生涯学習	<u>台工具场</u> 辻浩
はい ジ 加 主 佃 世 し 工 仕 ナ 目	쓰 / / /

III 나 - 'T · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	'# 'T + #/
地域を活かす生涯学習	瀬沼克彰
生涯学習・社会教育行政必携	生涯学習・社会教育行政研究会
生涯学習社会教育	伊藤俊夫
生涯学習時代の教育と法規	田代直人
諸外国の教育と動き	文部科学省
多文化社会への道	駒 井 洋
社会保障年鑑 2004年版	健康保険組合連合会
地域統計要覧 2004年版	地域振興整備公団
女性労働白書 平成15年版	(財)21世紀職業財団
地方債統計年報 平成15年版	(財)地方債協会
地域保健医療基礎統計 2003年	厚生労働省大臣官房統計情報部
国土交通白書 平成16年版	国土交通省
社会保障統計年報 平成 1 5 年版	国立社会保障・人口問題研究所
公共施設状況調 平成 1 5 年版	地方財政調査研究会
地域の経済 2003	内閣府政策統括官
文部科学統計要覧	文部科学省
文部科学白書 平成 1 5 年度	文部科学省
類似団体別市町村財政指数表 平成16年3月	地方財政調査研究会
県民経済計算年報 平成15年版	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部
環境白書 平成16年版	環境省
中小企業白書	中小企業庁
市町村別決算状況調 平成14年度	地方財政調査研究会
地方財政白書 平成 1 6 年版	総務省
女性労働白書 平成 1 5 年版	(財)21世紀職業財団
中小企業施策総覧 平成16年度版	中小企業庁
統計でみる県のすがた 2004年	総務省統計局
通商白書 2004	経済産業省
観光白書 平成16年版	国土交通省
公務員白書 平成16年版	人事院
国民生活白書 平成 1 6 年版	内閣府
情報通信白書 平成16年版	総務省
科学技術白書 平成 1 6 年版	文部科学省
青少年白書 平成16年版	内閣府
男女共同参画白書 平成 1 6 年版	内閣府
日本労働年鑑第74集 2004年版	法政大学 大原社会問題研究所
民力 2004	朝日新聞社
厚生統計要覧 平成15年度	厚生労働省大臣官房統計情報部
県民経済計算年報 平成16年版	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部
行政投資 平成 1 5 年	地域政策研究会
地方交付税制度解説 平成16年度(単位費用編)	地方交付税制度研究会
「UNAUMINATION I WI V T X (十世界111 Min)	

編集後記

今号から編集を担当することになりました。どうぞ宜しくお願いいたします。

たいへん遅くなりましたが、地研通信の2004年度第1号をお送りいたします。今年度は新たに4名の研究員が加わり、総勢11名の研究員で研究に臨むことになりました。テーマも、人口史、地方分権、市街地活性化、環境、男女共同参画、生命、街頭犯罪、有事法制、国保、障害者雇用と多岐にわたると同時に、極めて現代的なものが選ばれています。今後の研究成果に、どうぞご期待ください。今年度も地研に対するご協力、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。(K)